

関 係 各 位

藤枝市 児童課長

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）感染拡大に伴う保育料の還付について

日頃より、新型コロナウイルスの感染防止対策はもとより、本市の児童福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルスの感染状況については、感染力が強い新たな変異株（オミクロン株）による感染者や濃厚接触者が急増しており、対応に苦慮されていることと思います。

そこで、感染力が強いオミクロン株への対応として、従来の保育料の還付事由[※]に加えて、第6波の今回は、下記の事由に該当し、登園自粛の協力をしていただいた保護者に対して保育料を還付します。

つきましては、感染拡大防止の観点から下記の事由に該当する場合は保育料を還付することとしますので、保護者様へ周知をお願いいたします。

なお、本通知は保護者様に登園自粛を要請するものではなく、感染拡大防止のために御協力をお願いするものであることを申し添えます。

記

1 登園自粛の協力による保育料の還付事由

- (1) 園児の同居家族が家族以外の陽性者との濃厚接触により濃厚接触者に特定されPCR検査を実施して陰性が確認できるまでの期間
- (2) 園児の同居家族が家族以外の陽性者との濃厚接触により濃厚接触者に特定されPCR検査を実施しない場合は自宅待機が解除されるまでの期間
- (3) 園児の同居家族が濃厚接触者に特定されていないが、体調不良のため医療機関で抗原またはPCR検査を受けることになり、検査結果が確定するまでの期間
- (4) 園児の同居家族が通う学校等が休校、学校閉鎖、学級閉鎖の対象となり欠席した期間
- (5) 園児を送迎する保護者の自宅待機期間が解除されるまでの期間
- (6) 保育士等が不足するためやむを得ず休園、学級閉鎖となった期間

2 対象期間

令和4年1月分の保育料から対象とし、終了時期は感染状況に応じて別途通知します。

※【参考】従来の保育料の還付事由

- ・陽性者または濃厚接触者に特定された場合
- ・陽性者の発生及び濃厚接触者が特定されるまでの期間における休園、学級閉鎖等

担当

こども未来応援局

児童課 054-643-3325